弁護士会の

生活保護ホットライン

生活保護に関して、お困りの方へ 無料電話相談を行います。お気軽にお電話ください。

例えばこのような相談に弁護士がお答えします。

- ○生活保護申請書が貰えない
- ○申請窓口で次のように言われた。

「家族に援助してもらいなさい」「生活保護ではなく別の制度を利用しなさい」 「頑張って仕事を見つけなさい」「所持金がなくなってから来なさい」「自動車 を処分しなさい」「ホームレスでは生活保護は受けられない」「借金があると 生活保護は受けられない」「家賃が高すぎるから生活保護は受けられない」 「保護費を返してください」「辞退届を書いてください」「住宅扶助の基準が変 わったので安いところに転居しなさい」

生活保護に関することなら何でもお気軽にどうぞ。弁護士がご相談に応じます。

2017年 12月13日(水) 10時~16時



0120-158-794

相談日に長崎県弁護士会(長崎市栄町1-25-4階) に設置する臨時電話。通話料無料。携帯・PHSからも つながります。



主催:長崎県弁護士会・日本弁護士連合会

長崎県弁護士会(電話 095-824-3903) お問い合せ先